4－4
まちづくりの基本目標Ⅳ

持続可能な都市と環境を創造するまち

《個別目標》

4－4－1　環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

4－4－2　都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

4－4－3　人々の活動を支える都市空間を形成するまち

4-4 まちづくりの基本目標Ⅳ

持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりがめざす方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造をめざします。

また、都市を支える新たなインフラ※（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設※や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

この総合計画では

人と環境にやさしい潤いのあるまち　新宿 **ととらえます**

基本目標Ⅳ
持続可能な都市と環境を創造するまち

- **個別目標Ⅳ－1**
  環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち
- **個別目標Ⅳ－2**
  都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち
- **個別目標Ⅳ－3**
  人々の活動を支える都市空間を形成するまち

4-4-1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

1 めざすまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

2 課題

- 限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費、大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。
- 平成17年2月に京都議定書※が発効し、国民一人ひとりが温室効果ガス※の排出削減目標の達成に向けて取り組む必要があり、新宿区においてもそのための具体的な対策を進めることが求められています。
- 来街者の多い駅周辺を中心に、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。
- 地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取組を推し進めるために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

地域における打ち水活動

年末クリーン大作戦

ごみゼロ新宿フェア

3 施策

(1) 施策の基本的考え方

- 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。
- 区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、温室効果ガス※の排出削減や地球環境保全の取組、みどりと潤いを増す施策の充実など、地球温暖化対策・ヒートアイランド対策を進めていきます。
- きれいなまちをめざし、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の指導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。

● 学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの活用を図りながら、環境学習に役立つ様々な情報の区民、事業者等への提供を強化します。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

(2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅳ－1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

《基本施策》

- Ⅳ－1－① 資源循環型社会の構築
- Ⅳ－1－② 地球温暖化対策の推進
- Ⅳ－1－③ 良好な生活環境づくりの推進
- Ⅳ－1－④ 環境問題への意識啓発

4 各主体の主な役割（例示）

● 区民：
環境にやさしい生活スタイルの実践
環境保全活動への積極的参画
ごみの減量化とリサイクルの実践
ごみの排出やまち美化のための公共空間利用ルールの遵守

● 地域組織、ＮＰＯ、コミュニティグループなど：
環境保全活動の推進
リサイクルの推進
ごみの排出ルールの徹底

● 事業者：
環境にやさしい事業スタイルの実践
環境保全活動への積極的参画
環境マネジメントシステムなどによる率先行動
商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
リサイクルの推進
拡大生産者責任の考え方に基づく行動
排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮

● 区（行政）：
環境マネジメントシステムなどによる率先行動
環境保全活動の普及・啓発・支援
地球温暖化対策の推進
ごみの減量化とリサイクルの推進
公害対策の推進
環境学習・環境教育の推進

5 成果指標

指標ではかる要素	①ごみの排出量やエネルギーの使用量が減少している ②区民が環境に配慮した行動をとっている					
指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状（平成19年度）	目標（平成29年度）	都市マスタープラン将来目標	データ出典
区民一人一日あたりの区収集ごみ量の推移	平成17年度（865グラム）を基準にした減少率 区民一人一日あたり区収集ごみ量＝年間区収集ごみ量／人口／365日 （参考） 平成17年度年間収集ごみ量 96,442トン	ごみの発生抑制や資源回収の充実、事業系ごみの適正な排出など、ごみ減量と適正な廃棄物処理施策の進捗状況を知ることができるため	832グラム（平成18年度）	50%減	—	区のごみ収集量・資源量統計
資源化率の推移	資源回収量（集団回収含む）／（区収集ごみ量＋資源回収量（集団回収含む））	今までごみとなっていた資源が回収により有効活用されていく尺度となるため	18.3%（平成18年度）	35%	—	区のごみ収集量・資源量統計
温室効果ガス※（二酸化炭素）の排出量	区における温室効果ガス※排出量の平成2年度比増減	新宿区省エネルギー環境指針※において、京都議定書※目標達成計画等を勘案し、平成32年度に5%減に設定しているため	27.7%増（平成15年度）	2.0%減	5.0%減（平成32年度の目標）	23区温室効果ガス排出量算定手法

6 関連する主な個別計画

- 新宿区環境基本計画
- 新宿区省エネルギー環境指針※
- 新宿区一般廃棄物処理基本計画

4-4-2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

1 めざすまちの姿・状態

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

2 課題

- 新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、都市のインフラ※の一つとしてみどりを創出する取組が求められています。
- 神田川や妙正寺川など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

3 施策

(1) 施策の基本的考え方

- 新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市に潤いを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・拡充を図っていきます。
- 樹木や樹林などの貴重なみどりを保全するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。
- 生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全・再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

(2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅳ－2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

《基本施策》

Ⅳ－2－① 水とみどりの環の形成
Ⅳ－2－② みどりを残し、まちへ広げる

4 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
  敷地・建物の緑化と保全の推進
  みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
- 地域組織、ＮＰＯ、コミュニティグループなど：
  みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
- 事業者：
  事業所敷地・建物の緑化の推進
  みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参画
- 区（行政）：
  公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出
  みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供

神田川生き物実態調査

新宿中央公園ビオトープ

神田川のアユ

壁面緑化

5 成果指標

指標ではかる要素	①みどりが保全、育成されている					
指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状（平成19年度）	目標（平成29年度）	都市マスタープラン将来目標	データ出典
道路の緑被率	区の総面積に対する道路の緑被地の割合	都市の骨格である道路におけるみどりの増が必要なため	8.55%（平成17年度）	10.0%	—	みどりの実態調査
緑被率※	区の面積に対する樹木、樹林、草地、屋上緑地の割合	みどりの増減の全体像を把握するため	17.47%（平成17年度）	18.5%	25%	みどりの実態調査
保護樹木の指定本数	保護樹木に指定した総本数	今あるみどりを残してみどり保全の象徴としてとらえるため	1,014本（平成18年度）	1,100本	—	指定本数

6 関連する主な個別計画

- 新宿区みどりの基本計画
- 新宿区みどりによる生物生息環境形成計画

4-4-3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

1 めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、多くの人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するとともに、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

2 課題

- 障害があっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできていますが、障害のある人が自由に行動するには、十分でありません。
- 人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や自転車等（自転車、原動機付自転車及び自動二輪車）の適正利用を支える都市環境の整備が求められています。
- 新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路施設の改善が求められています。
- 都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路網の整備が求められています。
- 高齢社会への対応や障害のある人の社会参加促進に向けて、誰もが自由に行動できる人にやさしい都市空間づくりが求められています。
- 区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。

  また、高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者にもなるという問題を生み出しています。

3 施策

（1）施策の基本的考え方

- 人々が利用する建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻く空間を、誰もが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン※」の考え方を基本としたまちづくりによって改善していきます。
- 新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的なにぎわい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。

  また、高田馬場駅周辺では、駅の出入口や周辺道路を誰もが歩きやすく、利用しやすい環境に整備するとともに、魅力とにぎわいのある駅前空間づくりを進めます。
- 公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗換えの円滑化など、公共交通の利用促進のための取組を進めます。

- 自転車等の利用を支える環境を整備し、自転車等の適正利用を進めます。
- 歩道の確保、幅員拡大など道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。
- 幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、橋りょうの整備を進めます。
- 人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。
- 区民、事業者の理解と協力のもとに、幅員4m未満の細街路※を「新宿区細街路拡幅整備条例」の規定に基づき拡幅整備していきます。

(2) 施策の体系

《個別目標》

Ⅳ−3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

《基本施策》

- Ⅳ−3−① だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり
- Ⅳ−3−② 交通環境の整備
- Ⅳ−3−③ 道路環境の整備

放置自転車撤去

4 各主体の主な役割（例示）

- 区民：
  - 自転車利用のマナー向上
  - 高齢者・障害のある人の移動への理解と支援
  - 交通ルールの遵守
- 地域組織、ＮＰＯ、コミュニティグループなど：
  - 地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有
  - 交通環境改善への支援
  - 交通安全運動の推進
- 事業者：
  - 道路・交通体系の整備への協力
  - 駐車場・駐輪場の整備
  - 公共的に利用される建物のバリアフリー化
  - 新たな移送サービス
- 警察：
  - 交通安全運動の普及・啓発
- 区（行政）：
  - 道路・交通体系の整備
  - 安全な歩行環境づくり
  - 道路・橋りょう・公園の維持・管理
  - 放置自転車対策等の推進
  - 公共施設のバリアフリー化の推進
  - 関係機関との連携強化
  - 交通安全運動の普及・啓発
  - 交通安全施設等の整備

5 成果指標

指標ではかる要素	①公共交通の利用に不便を感じない ②歩行者が安全で歩きやすい					
指標名	指標の定義	指標の選定理由	現状（平成19年度）	目標（平成29年度）	都市マスタープラン将来目標	データ出典
鉄道駅のバリアフリー化率	エレベーター又はスロープにより高低差が解消され、駅出入口からプラットホームまで、車いす利用者等が円滑に移動できる経路が1以上確保された鉄道駅の割合	障害のある人が自由に行動できるまちの実現を検証するため	67.4%	100%	100%	各事業者資料
放置自転車台数	駅周辺の道路上に放置された自転車台数	良好な道路空間確保が図れているかどうか検証するため	4,300台（平成18年10月）	2,395台	—	放置自転車台数調査
都市計画道路の完成率	区内の都市計画道路完成延長／区内の都市計画道路延長	交通ネットワーク形成の進捗状況を検証するため	58.0%（平成17年）	70%	75%（おおむね20年後の目標）	
道路の歩きやすさ満足度	安全で快適な歩きやすい道路だと感じる人の割合	「歩きやすさ」を感じる区民の割合の増減で、放置自転車対策や道路整備の状況を検証するため	17.3%		—	平成19年度第3回区政モニターアンケート
細街路※の整備	区細街路拡幅整備条例に基づく細街路整備状況	細街路※の整備箇所の増により防災性の向上度を計るため	約28km 約6%（平成19年3月）	約88km 約20%	—	

6 関連する主な個別計画

- 新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画
- 新宿区交通バリアフリー基本構想※